女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況及び第21条に基づく職業選択に資する情報の公表

	目標	新目標値 （令和6年度末まで）	目標値 （令和元年度末まで）	実績					
				令和５年７月公表	令和４年７月公表	令和３年７月公表	令和２年７月公表	令和元年８月公表	平成３０年７月公表
1	男性職員の子育て目的の休暇の取得率 ※府令第6条第1項第2号ハ	100%	100%	90.9% （令和4年度）	83.3% （令和3年度）	100パーセント （令和2年度）	52.6% （令和元年度）	78.9% （平成30年度）	84.6% （平成29年度）
2	男性職員の子育て目的の休暇の5日以上の取得率 ※府令第6条第1項第2号ハ	80%	80%	50.0% （令和4年度）	27.8% （令和3年度）	16.7% （令和2年度）	5.3% （令和元年度）	5.3% （平成30年度）	7.7% （平成29年度）
3	男性職員の育児休業取得率 ※府令第6条第1項第2号ロ	13%	13%	13.6% （令和4年度）	33.3% （令和3年度）	16.7% （令和2年度）	0% （令和元年度）	0% （平成30年度）	15.4% （平成29年度）
4	職員一人あたりの年次休暇の取得日数 ※府令第6条第1項第2号ヘ	12日	12日	8.4日 （令和4年）	8.4日 （令和3年）	8.0日 （令和2年）	7.6日 （令和元年）	7.5日 （平成30年）	7.2日 （平成29年）
5	管理職にあたる職員に占める女性割合 ※府令第6条第1項第1号ニ	30%	20%	23.9% （令和5年4月1日現在）	24.7% （令和4年4月1日現在）	24.6% （令和3年4月1日現在）	23.6% （令和2年4月1日現在）	23.3% （平成31年4月1日現在）	23.1% （平成30年4月1日現在）
6	新規採用職員に占める女性割合 ※府令第6条第1項第1号イ	50%	40%	67.5% （令和4年度） ＜内訳＞ 行政　66.7% 土木　0% 保健師　100% 保育士　100% 消防士　25% 看護師　100% 臨床工学技士　50% 臨床検査技師　0% 理学療法士　0% 作業療法士　100%	58.7% （令和3年度） ＜内訳＞ 行政　40% 土木　100% 建築　0% 保健師　100% 保育士　100% 消防士　0% 管理栄養士　100% 看護師　100% 臨床工学技士　33.3% 臨床検査技師　100% 理学療法士　0% 薬剤師　50%	70.6% （令和2年度） ＜内訳＞ 行政　69.2% 土木　0% 学芸員　100% 保育士　100% 消防士　0% 社会福祉士　100% 管理栄養士　100% 看護師　75% 臨床検査技師　100% 作業療法士　100% 診療放射線技師　100%	55.2% （令和元年度） ＜内訳＞ 行政　33.3% 土木　0% 言語聴覚士　0% 保育士　100% 消防士　0% 看護師　50% 理学療法士　100% 作業療法士　0%	70.3% （平成30年度） ＜内訳＞ 行政　60% 土木　25% 保育士　100% 消防士　0% 保健師　100% 看護師　80% 臨床工学技士　0% 理学療法士　0% 作業療法士　100% 薬剤師　100%	71% （平成29年度） ＜内訳＞ 行政　50% 土木　100% 保育士　100% 消防士　0% 保健師　100% 管理栄養士　100% 看護師　80% 臨床工学技士　0%

子育て目的の休暇とは、「配偶者の出産休暇（特別休暇2日間）」及び「男性職員の育児参加休暇（特別休暇5日間）」のことをいいます。

新目標値は、射水市特定事業主行動計画（第４期計画）における目標値です。